

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく群馬県条例及び吉岡町条例（以下「群馬県条例等」という。）の規定による事故が発生した場合の介護保険事業者（以下「事業者」という。）から吉岡町（以下「町」という。）への報告が速やかに行われ、事故の処理及び再発防止に資することを目的とし、事故報告に関して必要な事項を定めるものとする。

(群馬県条例等の範囲)

第2条 この要領は、次に掲げる群馬県条例等の規定による事故が発生した場合の町への報告について適用する。

- (1) 群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第88号）第40条（第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第146条、第168条、第188条、第204条、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）
- (2) 群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第90号）第41条（第55条において準用する場合を含む。）
- (3) 群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第91号）第40条（第54条において準用する場合を含む。）
- (4) 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年吉岡町条例第11号）第40条（第59条、第108条、第128条、第148条及び第201条において準用する場合を含む。）及び第174条（第188条において準用する場合を含む。）
- (5) 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年吉岡町条例第12号）第37条（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）
- (6) 群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第89号）55条の10（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条、第172条、第182条、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）
- (7) 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年吉岡町条例第25号）第28条（第34条において準用する場合を含む。）

(報告すべき事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) サービス提供（送迎、通院等を含む。）による利用者の負傷（原則として、治療又は入院を伴った負傷とする。）又は死亡事故（事業者の責任及び過失の有無は、問わないものとする。）

(2) 感染症(原則として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める1類感染症、2類感染症及び3類感染症とする。)、食中毒及び結核

(3) 従業者の法令違反、不祥事等

(4) 前3号に定める事故のほか、報告が必要と認められる事故

(適用)

第4条 この要領による報告は、前条に定める事故(以下「事故」という。)に係る介護サービス利用者が、吉岡町介護保険の被保険者である場合及び事業者又は施設の所在地が町の区域内にある場合に適用する。

(報告の手順)

第5条 事業者は、事故が発生したときは、介護保険施設等における事故の報告様式等について(令和6年11月29日付け老高発1129第1号・老認発1129第1号・老老発1129第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長及び老人保健課長連名通知)に掲げる事故報告書により、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に定める手順により町に報告するものとする。ただし、第3条第2号に該当する場合であって、法律等に届出義務の定めのあるものについては、当該法律等の規定に従うものとする。

(1) 第1報 事故発生後速やかに家族及び居宅介護支援事業所に連絡するとともに、報告を行う時点で判明している部分について、事故発生日から5日以内に原則として電子メールその他の電磁的方法により町に報告するものとする。

(2) 追加の報告 第1報による報告後、状況の変化等があったときは、必要に応じて追加の報告を行うものとする。

(3) 事故の原因分析、再発防止策等に関する報告 事故の原因分析、再発防止策等に係る部分について、作成後速やかに報告するものとする。

(対応)

第6条 町は、前条の規定による報告を受けたときは、事故に係る状況を把握するとともに、当該報告を行った事業者の対応状況に応じて保険者として必要な指導等を行うものとする。この場合において、必要があるときは、事業所又は施設の所在地である市町村、群馬県(以下「県」という。)及び群馬県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

(県への情報提供)

第7条 町は、報告を受けた事故が次の各号のいずれかに該当するときは、県及び当該報告に係る事業所又は施設の所在する区域を所管する県保健福祉事務所に報告するものとする。

(1) 事故により利用者が死亡したもの

(2) 特異な事由が原因となっているもの

(3) 利用者への身体拘束が事故の原因となっているもの

(4) 職員の不祥事や法令違反等が原因となっているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、他の事業者事例として情報提供することで同様の事故の発生が防止できるもの

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第19号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第12号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年訓令第39号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年訓令第88号)

この訓令は、公布の日から施行する。